

地方税法等の一部を改正する法律案の概要

1 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応

[令和2年4月1日施行]

所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、以下の措置を講ずる。

◎ 現に所有している者（相続人等）の申告の制度化

- 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者（相続人等）に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。

※ 令和2年4月1日以後の条例の施行の日以後に現所有者であることを知った者について適用。

◎ 使用者を所有者とみなす制度の拡大

- 調査^(※1)を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとする^(※2)。

※1 住民票、戸籍等の公簿上の調査、使用者と思われる者やその他関係者への質問等。

※2 令和3年度分以後の固定資産税について適用。

2 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等

[令和3年1月1日施行]

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、以下の措置を講ずる。

◎ 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

- 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、同一の控除（控除額30万円）を適用する。

◎ 個人住民税の人的非課税措置の見直し

- 上記に伴い、現行（令和元年度改正後）の寡婦、寡夫、単身児童扶養者（児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母）に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し^(注)、ひとり親及び寡婦（ひとり親を除く）を対象とする。

※ 人的非課税措置の対象は前年の合計所得金額135万円以下の者

【注：地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）の改正】

3 地方法人課税

◎ 法人事業税の収入金額課税 [令和2年4月1日施行]

電気供給業に係る法人事業税について、2020年の送配電部門の法的分離、新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮の上、一定の代替財源（※）を確保しつつ、発電・小売電気事業に係る課税方式を見直す。

※ 軽油引取税の課税免除の特例（汽力発電装置）の廃止及び固定資産税の課税標準の特例（送変電施設）の廃止等

○ 課税方式・税率等

- ・ 発電・小売電気事業全体の2割程度の見直しを行う。
- ・ 税率は以下のとおり（括弧書きは特別法人事業税分を除く税率。）

税率区分	(改正前)		(改正後)	
	＜収入割＞		＜収入割＞	＜付加価値割＞ ＜資本割＞
資本金1億円超の法人	1.3% (1%)	⇒	1.05% (0.75%)	0.37% 0.15%
資本金1億円以下の法人等	＜収入割＞ 1.3% (1%)	⇒	＜収入割＞ 1.05% (0.75%)	＜所得割＞ 1.85%

※ 今回の見直しに伴い、特別法人事業税の規模を確保する観点から当該税率を見直し（基準法人収入割額の30%→40%）。

【特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）の改正】

◎ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税） [令和2年4月1日施行]

○ 地方への資金の流れを飛躍的に高めるため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、以下の拡充措置を講じ、適用期限を5年延長する。

- ・ 税額控除割合を現行の3割（法人住民税＋法人税：2割、法人事業税：1割）から6割（法人住民税＋法人税：4割、法人事業税：2割）に引き上げる。

※ 損金算入措置（約3割）と併せて最大で寄附金額の約9割の負担軽減

※ 税額控除率を、法人道府県民税は5.7%（現行：2.9%）、法人市町村民税は34.3%（現行：17.1%）、法人事業税は20%（現行：10%）にそれぞれ引き上げ。

※ 制度を運用する内閣府において、個別認定から包括認定に転換する計画認定手続の簡素化や、寄附時期の制限の大幅な緩和等を行う。

◎ 国税における連結納税制度の見直しに伴う対応 [令和4年4月1日施行]

○ 地方税においては、現行の基本的な枠組みを維持しつつ、国税の見直しに併せて、以下の措置を講ずる。

- ・ 法人税において、企業グループを一つの納税単位とする連結納税制度から、各法人を納税単位とするグループ通算制度に移行することとされているが、法人住民税法人税割及び法人事業税所得割については、引き続き、企業グループ内の法人の損益通算の影響が及ばないようにする等の所要の措置を講ずる。

4 地方のたばこ税

[令和2年10月1日施行]

◎ 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し

- 国のたばこ税と同様、軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満）1本を紙巻たばこ1本に換算する方法とする。

※ 令和2年10月から2回に分けて段階的に実施。

5 地方譲与税

◎ 森林環境譲与税の見直し [令和2年4月1日施行]

- 令和2年度から令和6年度までの森林環境譲与税について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとし、各年度の譲与額を次のとおりとする等の措置を講ずる。

年度	譲与額	
	(改正前)	(改正後)
令和2年度・令和3年度	200億円	⇒ 400億円
令和4年度・令和5年度	300億円	⇒ 500億円
令和6年度	森林環境税の収入額に相当する額	⇒ 左の額に300億円を加算した額

【森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の改正】

◎ 航空機燃料譲与税の譲与割合引上げの延長 [令和2年4月1日施行]

- 航空機燃料譲与税の譲与割合を引き上げる措置の適用期限を2年延長。

【航空機燃料譲与税法（昭和47年法律第13号）の改正】

6 主な税負担軽減措置等

[原則：令和2年4月1日施行]

◎ 固定資産税等の特例措置

- ローカル5Gの設備に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税）
- 農業協同組合等が認定就農者に利用させるために取得した償却資産に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税）
- 一体型滞在快適性等向上事業（仮称）の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税）
- 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税）
- 新築住宅に係る税額の減額措置を2年延長（固定資産税）
- 新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置等を2年延長（固定資産税、不動産取得税）